

第7期山添村障害福祉計画  
(第3期山添村障害児福祉計画)

令和6年3月

山 添 村



ごあいさつ

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	2
第2章 障害者を取り巻く現状.....	3
1 山添村の現状 .....	3
2 アンケート調査結果から見える現状 .....	10
3 ヒアリング調査からの現状と課題 .....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1 基本理念 .....	30
2 基本的視点 .....	31
第4章 成果目標と活動指標.....	32
1 成果目標 .....	32
2 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み .....	40
3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み .....	46
4 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み .....	54
第5章 計画の推進にあたって.....	56
1 計画の推進体制 .....	56
2 計画の点検及び評価 .....	56
資料編 .....	57
1 山添村障害福祉計画検討委員会要綱 .....	57
2 山添村障害福祉計画等策定委員会 委員名簿 .....	59

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある方の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズの多様化や、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられるようになっていきます。

年齢を重ねても多様な生活課題を抱えていたとしても、総合的な支援を受けやすい環境をつくり、障害のあるなしに関わらず、誰もが地域で安心して生活できるむらづくりが求められています。

国では、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえて、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を示しています。この基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的とするものであり、障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が策定するものです。令和5年に国が示した基本指針における基本理念は、次のとおりとなります。

### 基本理念

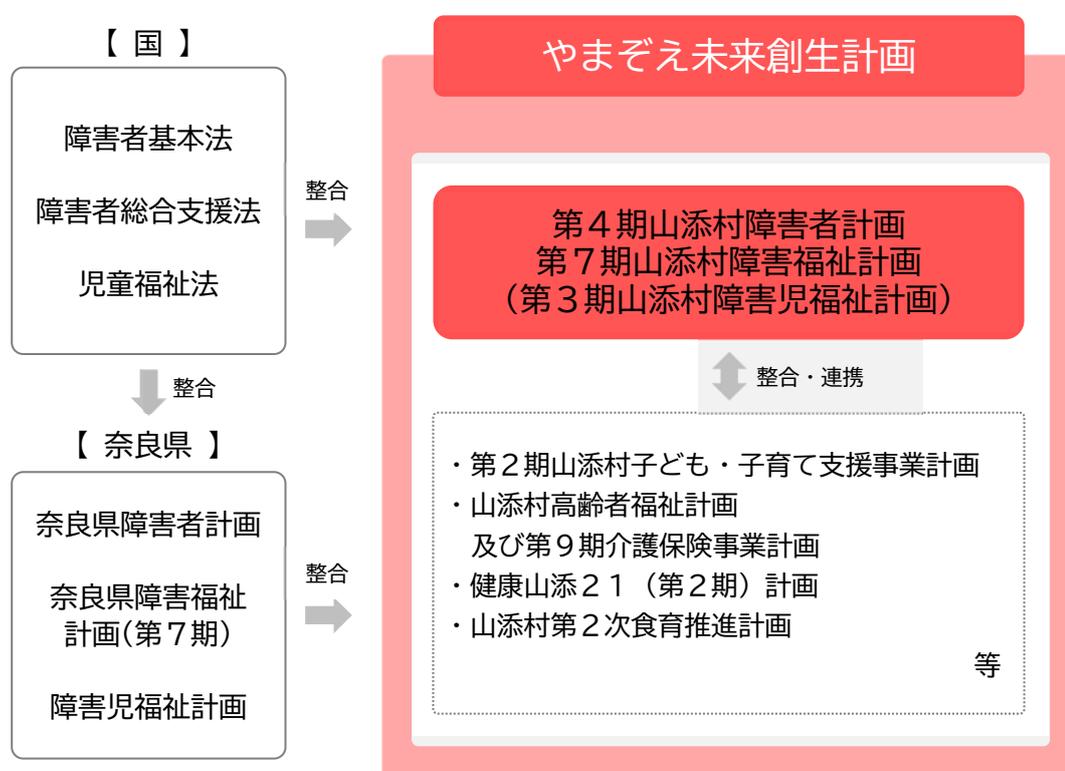
- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

本村では、令和3年3月に策定した「第6期山添村障害福祉計画（第2期山添村障害児福祉計画）」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本村の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和6年度を初年度とした第7期山添村障害福祉計画（第3期山添村障害児福祉計画）を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられます。

策定にあたっては、奈良県障害者計画、奈良県障害福祉計画並びにやまぞえ未来創生計画における障害者施策との整合性を図りました。



## 3 計画期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4期山添村障害者計画					
第6期山添村障害福祉計画 (第2期障害児福祉計画)			第7期山添村障害福祉計画 (第3期障害児福祉計画)		

## 第2章 障害者を取り巻く現状

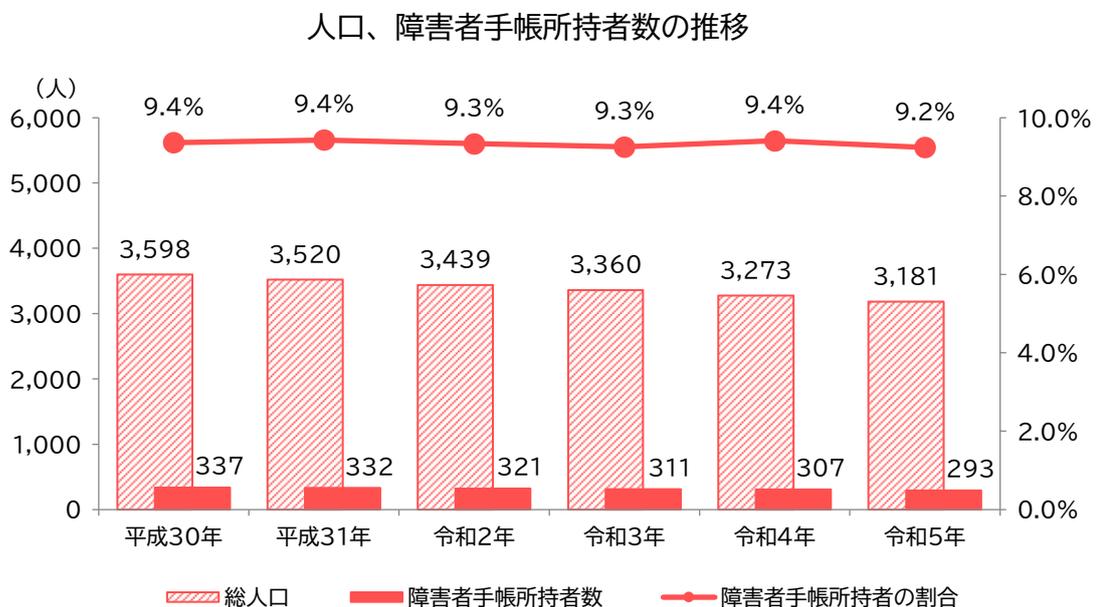
### 1 山添村の現状

#### (1) 障害者の状況

##### ① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本村の総人口は、令和5年4月1日現在3,181人で、年々減少しています。

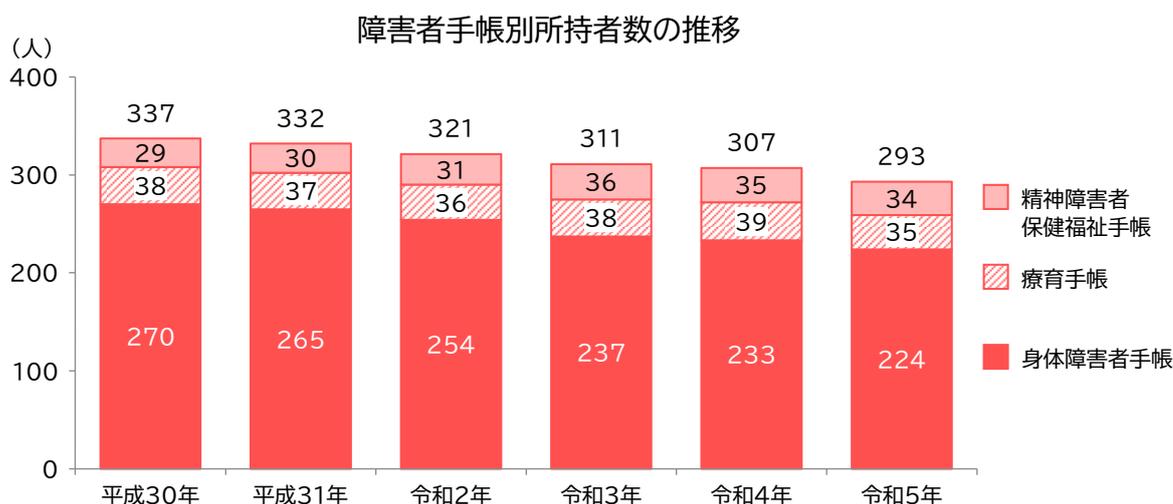
障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在294人で、平成30年以降減少しており、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は9.2%と横ばい傾向にあります。



## ② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成30年以降減少しており、令和5年4月1日現在224人となっています。

また、療育手帳所持者数はほぼ横ばいとなっており、令和5年4月1日現在35人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在34人となっています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

### ① 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和5年4月1日現在、4級の手帳所持者数が64人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が51人となっています。また、1級、3級、4級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数の等級別推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	63	63	60	51	51	51
2級	27	24	24	22	19	19
3級	60	59	54	55	54	50
4級	77	73	72	68	67	64
5級	25	26	25	24	24	23
6級	18	20	19	17	18	17
合計	270	265	254	237	233	224

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## ② 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、令和5年4月1日現在、肢体不自由が146人（65.2%）と最も多く、次いで内部障害が51人（22.8%）となっています。また、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	10	8	9	8	8	8
聴覚・平衡機能障害	19	19	17	19	21	19
音声・言語・そしやく機能障害	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	180	177	168	156	151	146
内部障害	61	61	60	54	53	51
合計	270	265	254	237	233	224

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## （3）療育手帳所持者の状況

### ① 療育手帳所持者数の程度別推移

療育手帳所持者数の程度別の推移をみると、令和5年4月1日現在、軽度の手帳所持者数が11人で最も多く、次いで最重度と中度の手帳所持者数がともに9人となっています。また、中度の手帳所持者数は減少傾向にあります。

療育手帳所持者数の程度別推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
最重度（A1）	12	11	9	10	10	9
重度（A2）	5	6	6	6	6	6
中度（B1）	15	11	11	12	12	9
軽度（B2）	6	9	10	10	11	11
合計	38	37	36	38	39	35

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

### ① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和5年4月1日現在、2級の手帳所持者数が18人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が9人となっています。また、3級の手帳所持者数は増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

単位：人

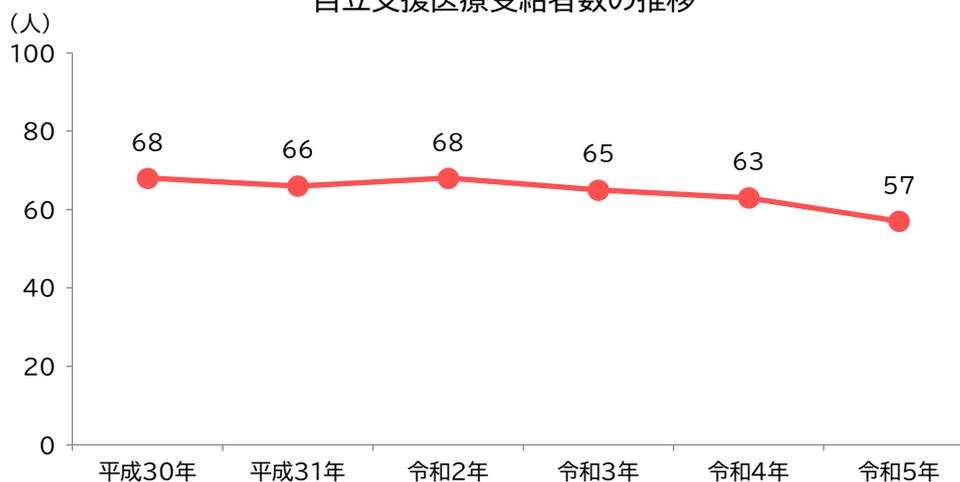
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	5	9	9	9	8	7
2級	19	15	16	19	19	18
3級	5	6	6	8	8	9
合計	29	30	31	36	35	34

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

### ② 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和5年4月1日現在57人で、減少傾向にあります。

自立支援医療受給者数の推移

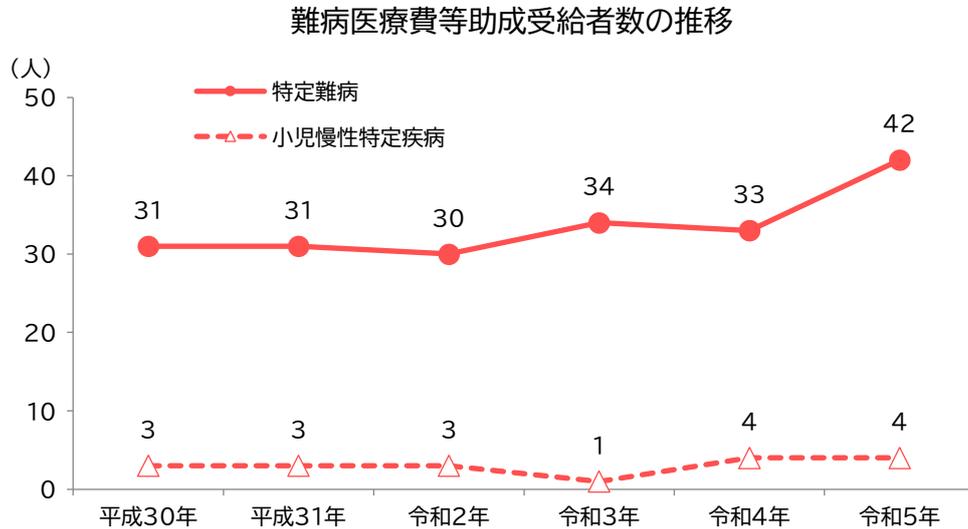


資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## (5) 特定医療費（指定難病）受給者の状況

### ① 難病医療費等助成受給者数の推移

難病医療費等助成受給者数の推移をみると、特定難病は令和5年4月1日現在42人、小児慢性特定疾病は令和5年4月1日現在4人となっています。

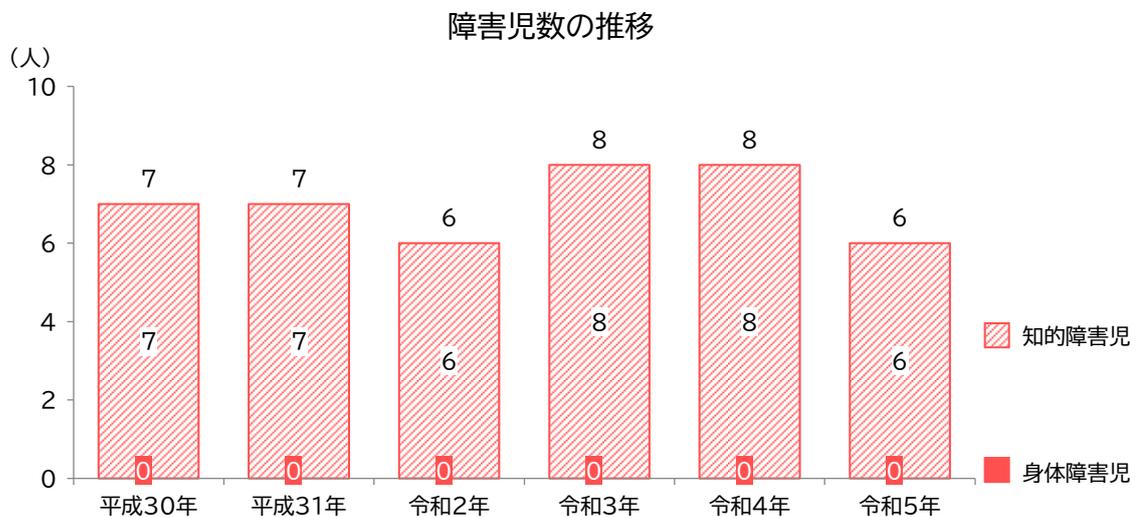


資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## (6) 障害児の状況

### ① 障害児数の推移

障害児数の推移をみると、身体障害児では、令和5年4月1日現在0人となっています。知的障害児では、令和5年4月1日現在6人となっています。

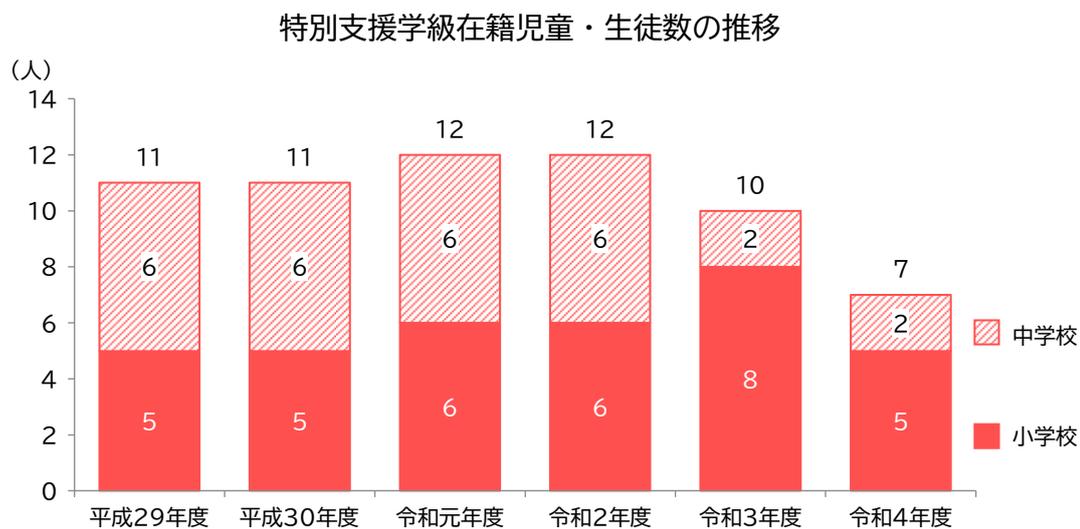


資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## (7) 特別支援学級在籍児童・生徒の状況

### ① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和4年度末現在5人で、横ばい傾向にあります。中学校の生徒数では、令和4年度末現在2人で、減少傾向にあります。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

## (8) 特別支援学校在籍状況

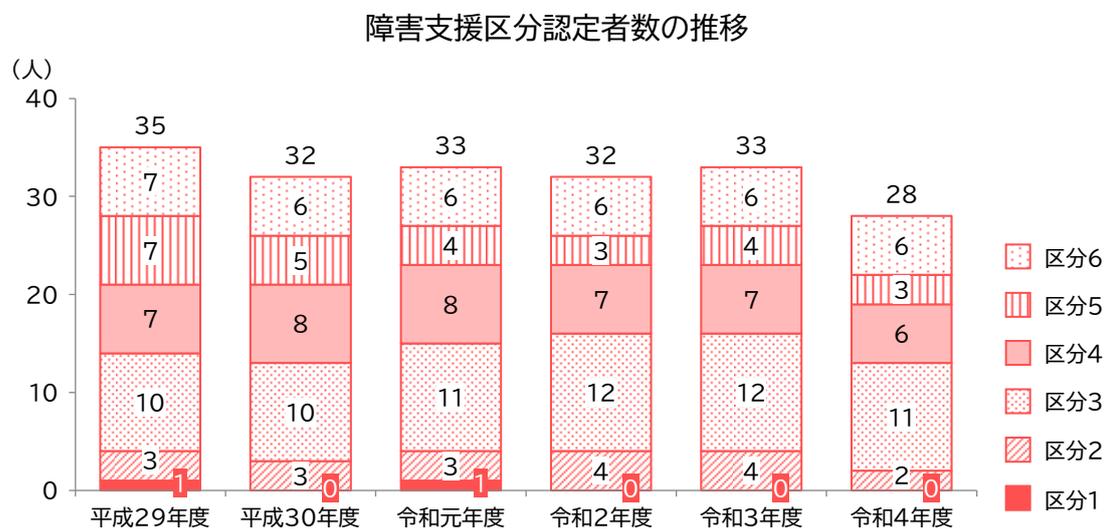
### ① 特別支援学校在籍者の状況

特別支援学校在籍者をみると、小学生は令和5年4月1日現在1人となっています。

## (9) 障害支援区分認定者の状況

### ① 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和4年度末現在、区分3が11人で最も多く、次いで区分4と区分6がともに6人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

## 2 アンケート調査結果から見える現状

### ■ 調査の概要

#### 1 調査の目的

第7期障害福祉計画並びに第3期障害児福祉計画策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

#### 2 調査対象

山添村在住の障害者手帳をお持ちの方及び障害福祉サービスをご利用の方

#### 3 調査期間

令和5年12月5日から令和5年12月25日

#### 4 調査方法

郵送による配布・回収

#### 5 回収状況

配布数		有効回答数	有効回答率	
293通		150通	51.2%	
手帳別 内訳	身体障害者手帳	218	117	53.7%
	療育手帳	38	15	39.5%
	精神障害者保健福祉手帳	29	15	51.7%
	障害福祉サービス利用者	8	8	100.0%
年齢 区分別 内訳	0～17歳	13	4	30.8%
	18～64歳	74	37	50.0%
	65歳以上	206	102	49.5%

※年齢無回答：7件

## (1) アンケート調査結果

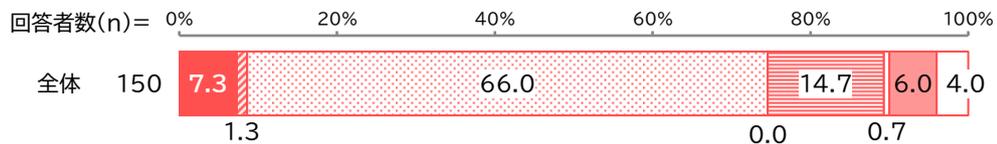
### ① 今後の暮らしについて

「家族と一緒に暮らしたい」が66.0%で最も高く、次いで「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が14.7%、「ひとりで暮らしたい」が7.3%となっています。

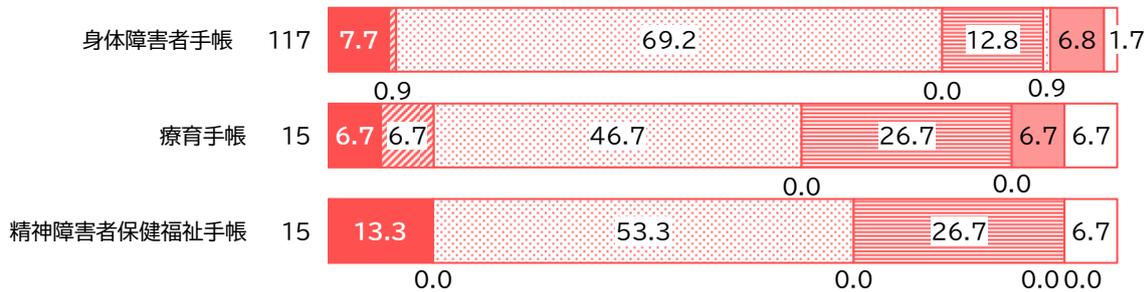
所持手帳別でみると、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳では、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が2割を超えています。

年齢別でみると、0～17歳では全員が「家族と一緒に暮らしたい」と回答しています。18～64歳では、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が18.9%、「ひとりで暮らしたい」が10.8%となっています。

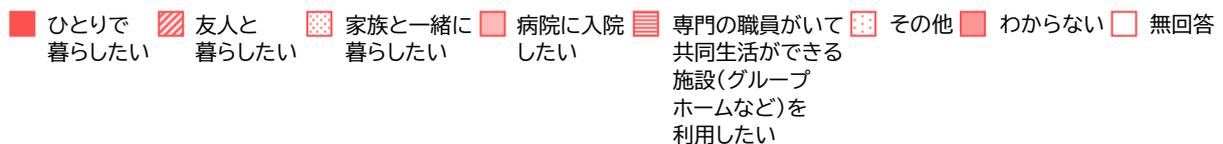
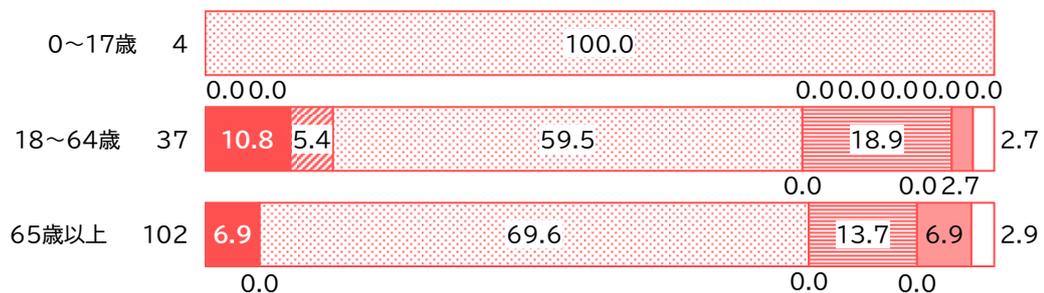
### 今後の暮らし



#### 【所持手帳別】



#### 【年齢別】

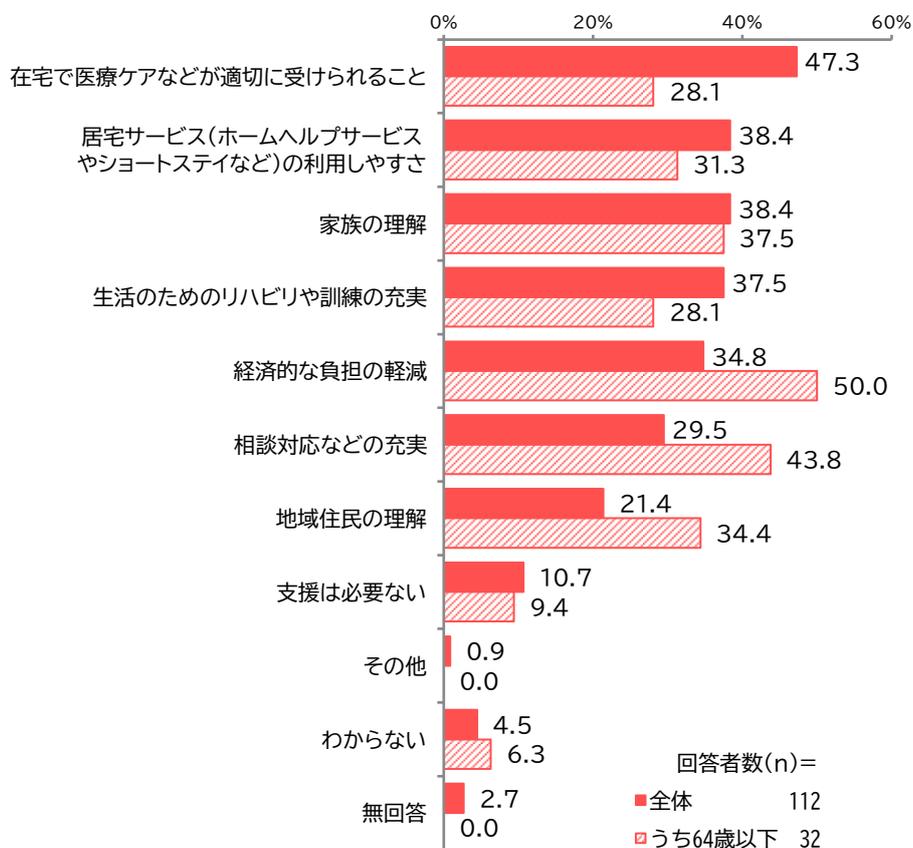


## ② 在宅で暮らすための支援やサービスについて

「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が47.3%で最も高く、次いで「居宅サービス（ホームヘルプサービスやショートステイなど）の利用しやすさ」と「家族の理解」がともに38.4%、「生活のためのリハビリや訓練の充実」が37.5%、「経済的な負担の軽減」が34.8%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、「経済的な負担の軽減」が50.0%で最も高く、次いで「相談対応などの充実」が43.8%となっています。

在宅で暮らすための支援やサービス

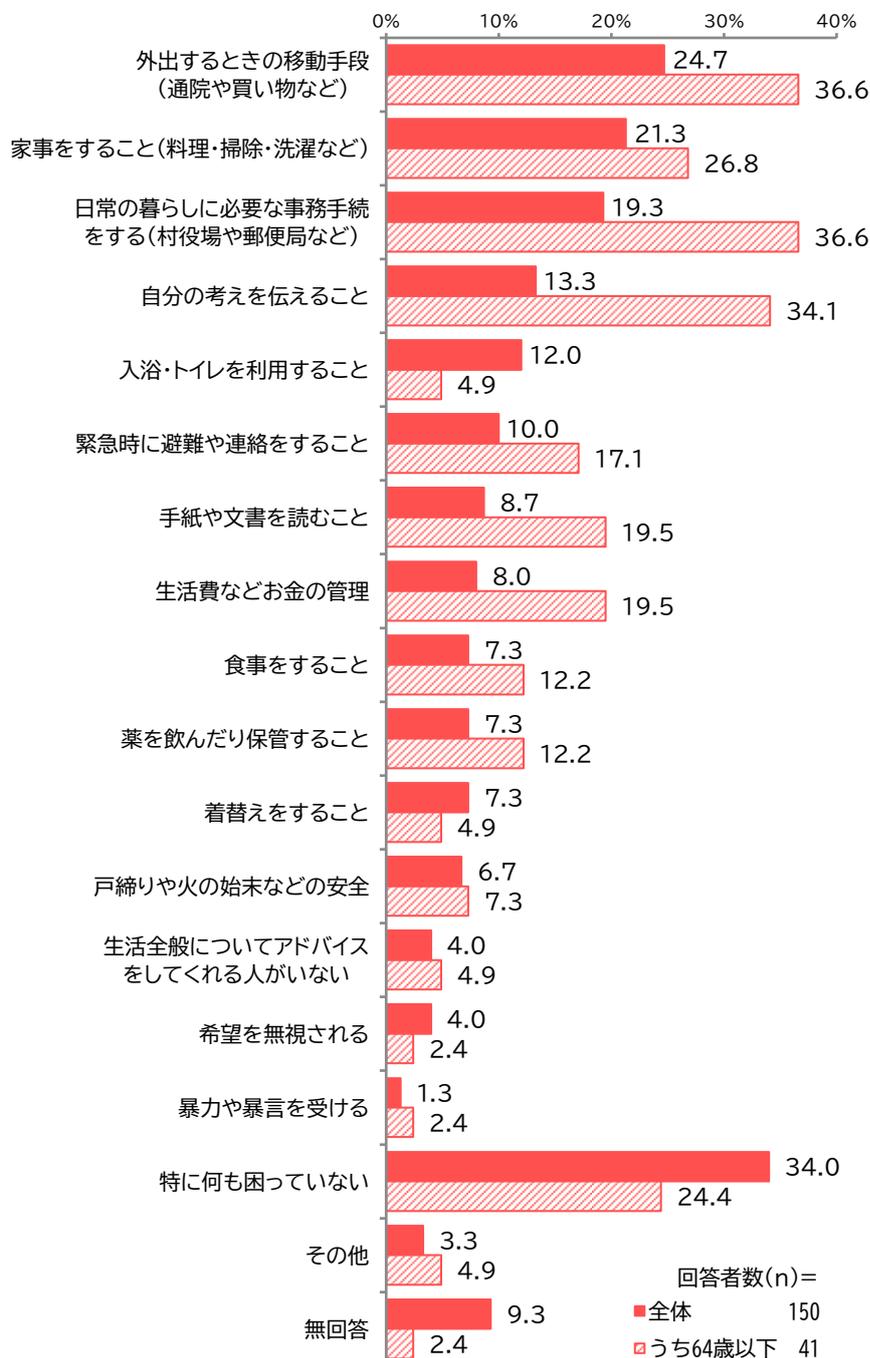


### ③ 生活の中で困っていることについて

「外出するときの移動手段（通院や買い物など）」が24.7%で最も高く、次いで「家事をすること（料理・掃除・洗濯など）」が21.3%、「日常の暮らしに必要な事務手続をする（村役場や郵便局など）」が19.3%と続いており、「特に何も困っていない」は34.0%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、「外出するときの移動手段(通院や買い物など)」「日常の暮らしに必要な事務手続をする（村役場や郵便局など）」「自分の考えを伝えること」がいずれも3割を超えています。

生活の中で困っていること



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、療育手帳では「外出するときの移動手段(通院や買い物など)」が40.0%で最も高く、また「自分の考えを伝えること」「日常の暮らしに必要な事務手続をする(村役場や郵便局など)」「緊急時に避難や連絡をすること」「手紙や文書を読むこと」「生活費などお金の管理」が2割を超えて高くなっています。精神障害者保健福祉手帳では「日常の暮らしに必要な事務手続をする(村役場や郵便局など)」と「自分の考えを伝えること」がともに53.3%で最も高くなっています。

単位:%

	回答者数(n)	外出するときの移動手段(通院や買い物など)	家事をすること(料理・掃除・洗濯など)	日常の暮らしに必要な事務手続をする(村役場や郵便局など)	自分の考えを伝えること	入浴・トイレを利用すること	緊急時に避難や連絡をすること	手紙や文書を読むこと	生活費などお金の管理	食事をすること
全体	150	24.7	21.3	19.3	13.3	12.0	10.0	8.7	8.0	7.3
身体障害者手帳	117	21.4	21.4	15.4	6.0	14.5	7.7	5.1	3.4	6.8
療育手帳	15	40.0	6.7	26.7	33.3	-	26.7	26.7	26.7	6.7
精神障害者保健福祉手帳	15	26.7	33.3	53.3	53.3	6.7	20.0	20.0	33.3	20.0

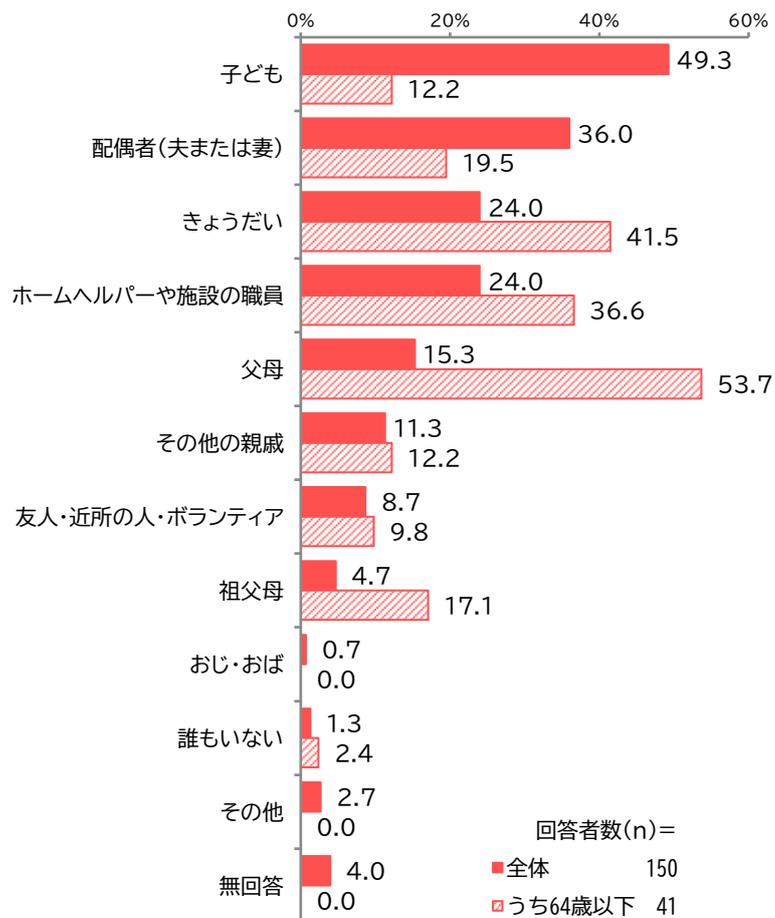
	回答者数(n)	薬を飲んだり保管すること	着替えをすること	戸締りや火の始末などの安全	生活全般についてアドバイスをしてくれる人がいない	希望を無視される	暴力や暴言を受ける	特に何も困っていない	その他	無回答
全体	150	7.3	7.3	6.7	4.0	4.0	1.3	34.0	3.3	9.3
身体障害者手帳	117	5.1	9.4	6.0	2.6	5.1	1.7	38.5	2.6	8.5
療育手帳	15	6.7	-	-	6.7	-	6.7	33.3	6.7	6.7
精神障害者保健福祉手帳	15	20.0	-	13.3	13.3	-	-	13.3	6.7	-

#### ④ 生活の中で困ったときに、手助けをしてくれる方について

「子ども」が49.3%で最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」が36.0%、「きょうだい」と「ホームヘルパーや施設の職員」がともに24.0%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、「父母」が53.7%で最も高く、次いで「きょうだい」が41.5%、「ホームヘルパーや施設の職員」が36.6%となっています。

生活の中で困ったときに、手助けをしてくれる方

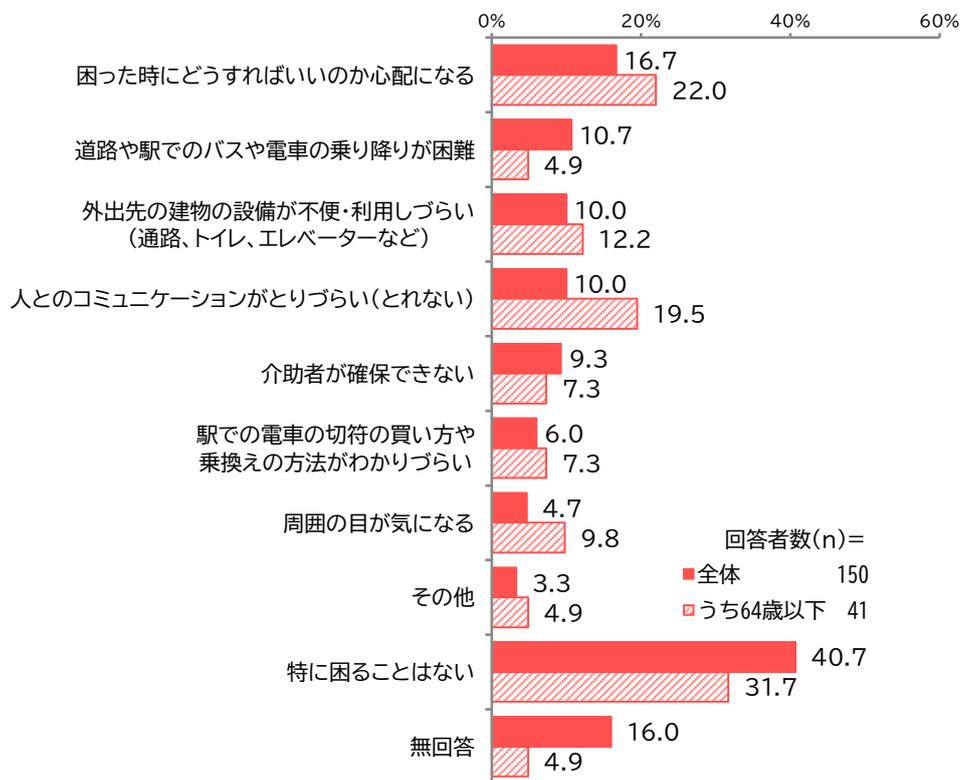


### ⑤ 外出（通院なども含む）するときに困ることについて

「困った時にどうすればいいのか心配になる」が16.7%、「道路や駅でのバスや電車の乗り降りが困難」が10.7%、「外出先の建物の設備が不便・利用しづらい（通路、トイレ、エレベーターなど）」と「人とのコミュニケーションがとりづらい（とれない）」がともに10.0%、「介助者が確保できない」が9.3%と続いており、「特に困ることはない」は40.7%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、「困った時にどうすればいいのか心配になる」と「人とのコミュニケーションがとりづらい（とれない）」がともに約2割となっています。

外出（通院なども含む）するときに困ること

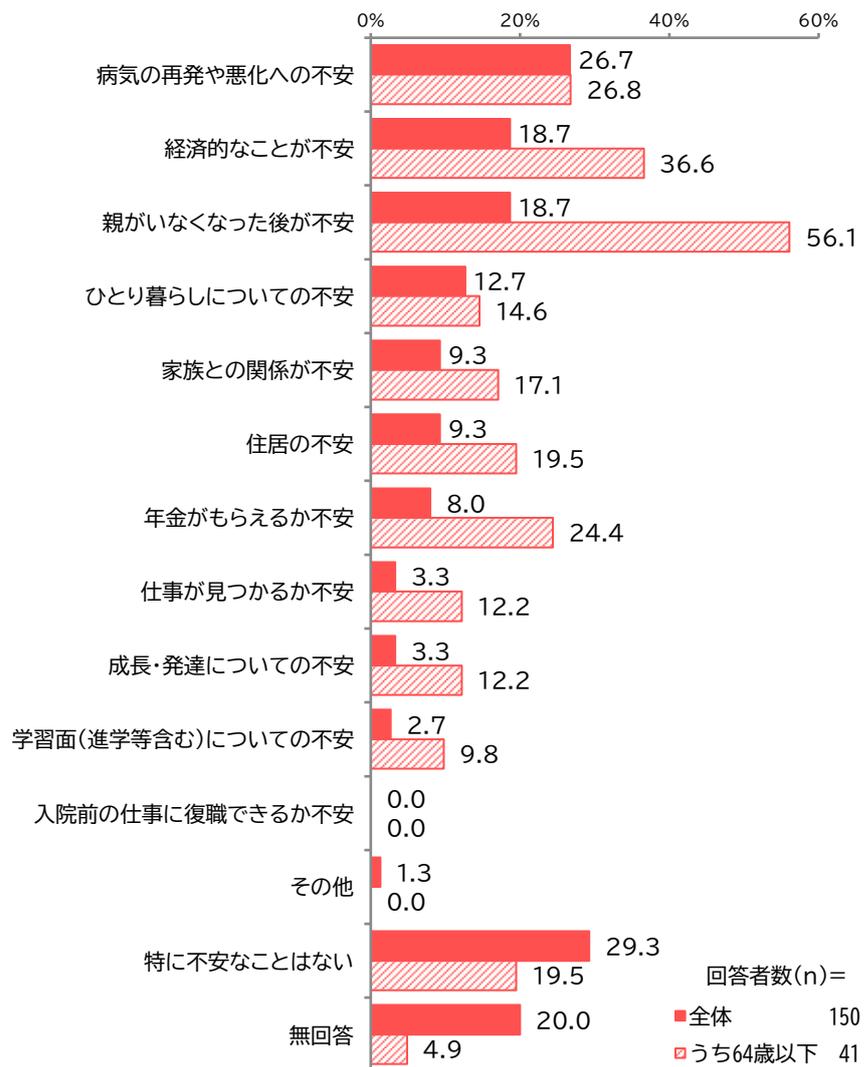


## ⑥ 現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）について

「病気の再発や悪化への不安」が26.7%で最も高く、次いで「経済的なことが不安」と「親がいなくなった後が不安」がともに18.7%、「ひとり暮らしについての不安」が12.7%と続いており、「特に不安なことはない」は29.3%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、「親がいなくなった後が不安」が56.1%で最も高く、次いで「経済的なことが不安」が36.6%となっています。

現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）

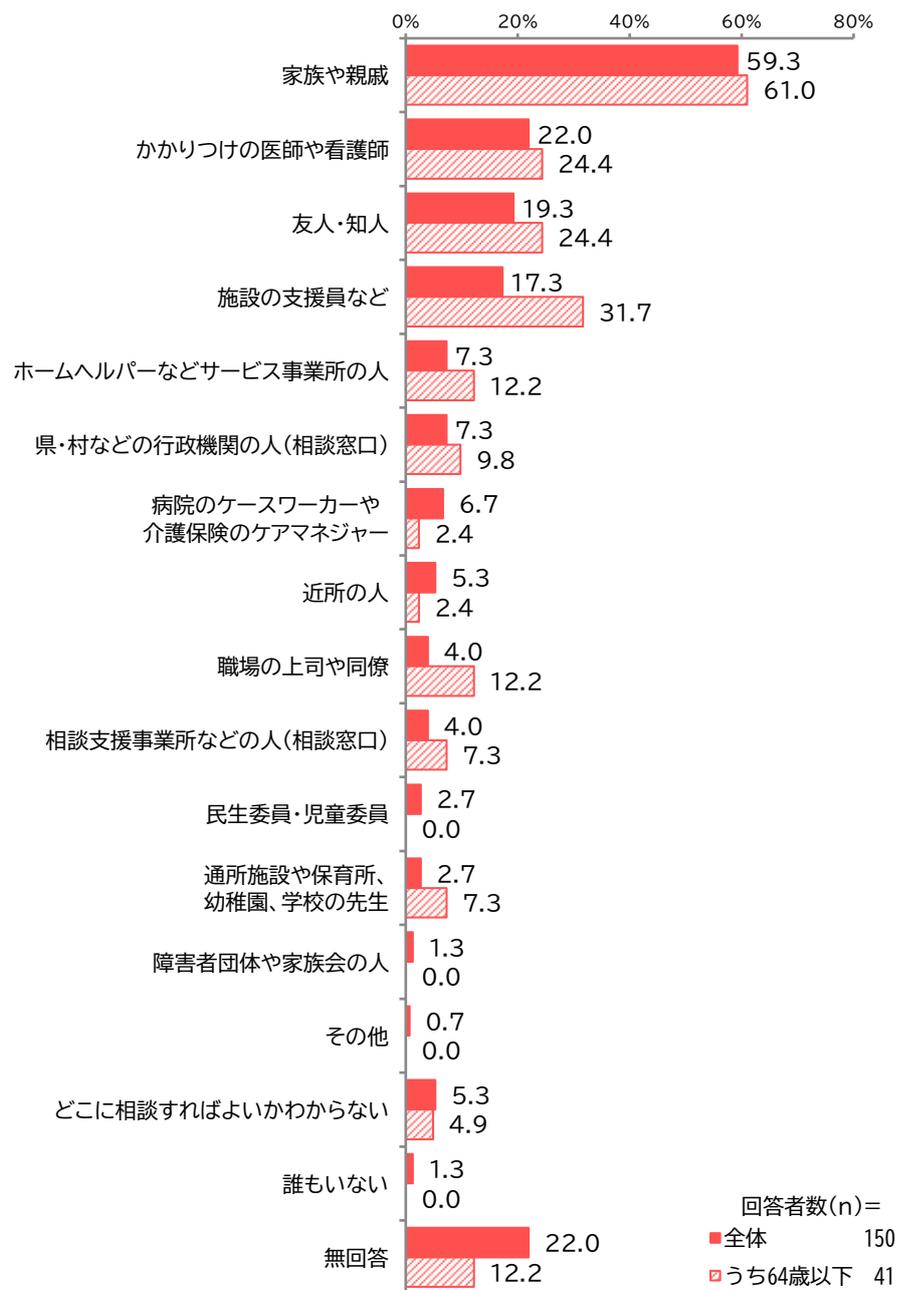


### ⑦ 現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）の相談先について

「家族や親戚」が59.3%で最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が22.0%、「友人・知人」が19.3%、「施設の支援員など」が17.3%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、「家族や親戚」（61.0%）に次いで「施設の支援員など」が31.7%となっています。

現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）の相談先

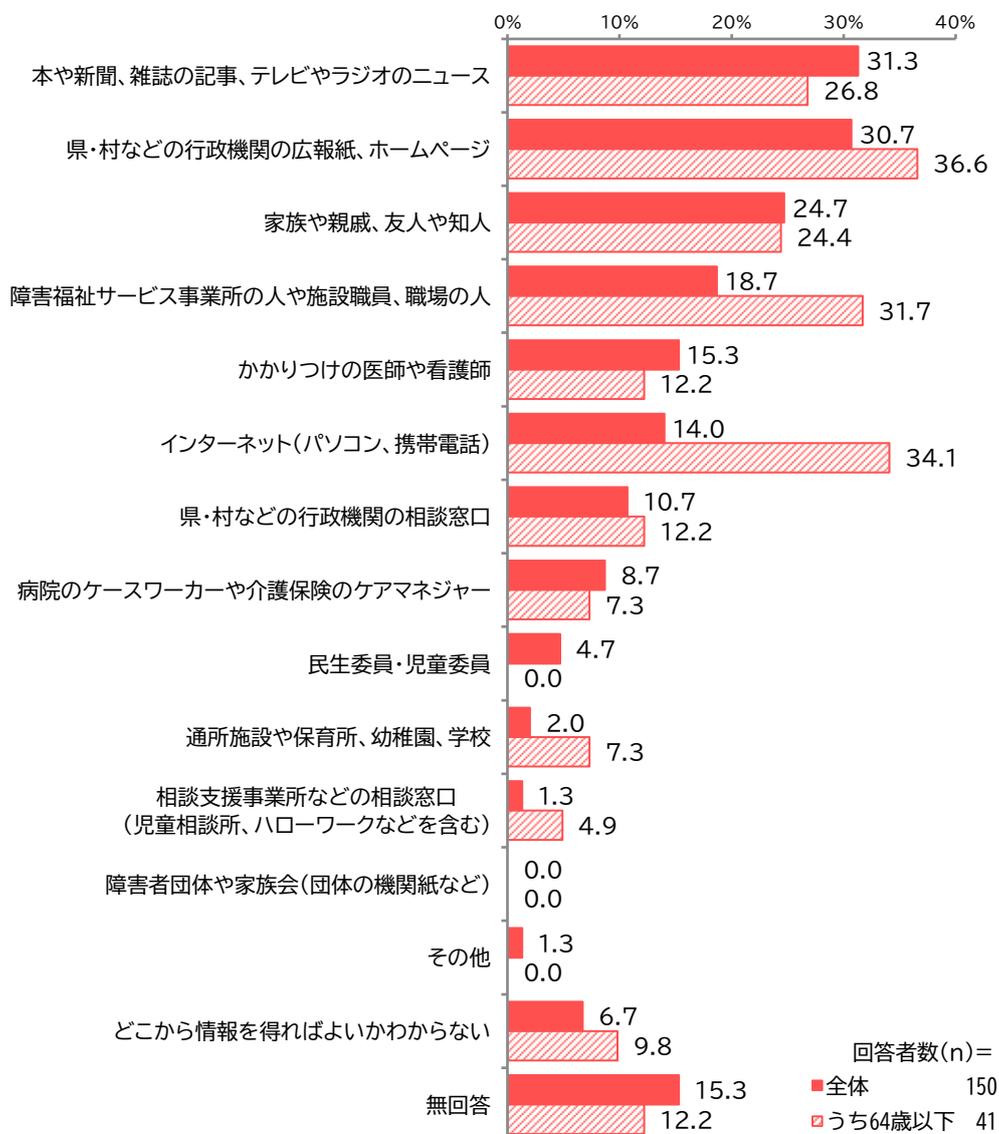


## ⑧ 障害のことや福祉サービス等に関する情報の入手先について

「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が31.3%で最も高く、次いで「県・村などの行政機関の広報紙、ホームページ」が30.7%、「家族や親戚、友人や知人」が24.7%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、「県・村などの行政機関の広報紙、ホームページ」「障害福祉サービス事業所の人や施設職員、職場の人」「インターネット（パソコン、携帯電話）」が3割を超えて高くなっています。

障害のことや福祉サービス等に関する情報の入手先

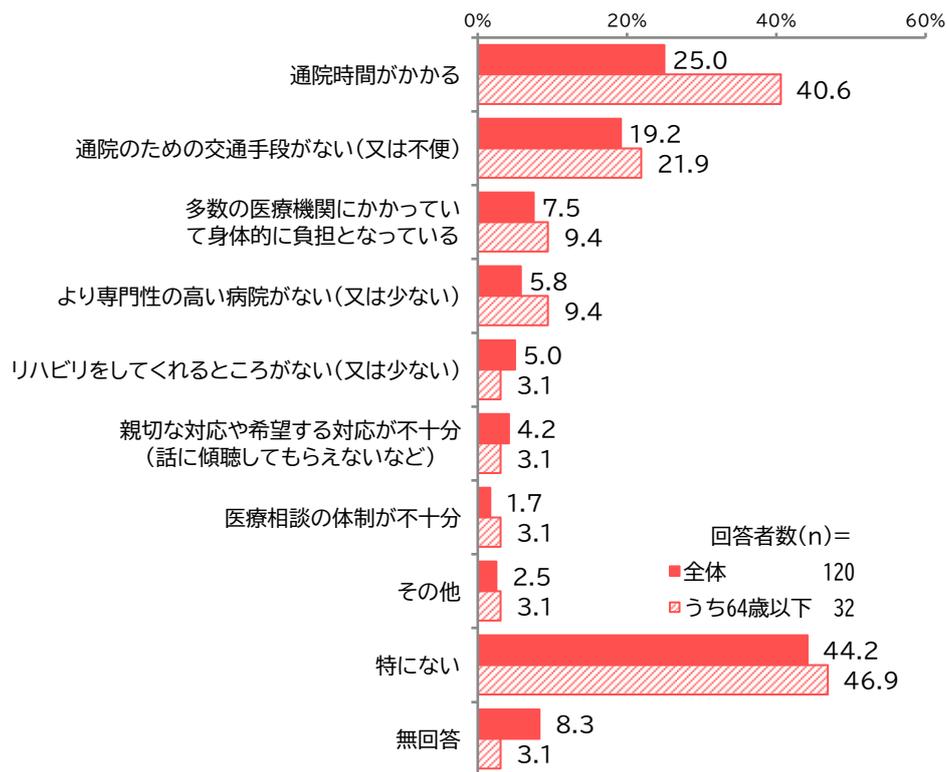


### ⑨ 通院していて、又は通院しようとして困っていることについて

「通院時間がかかる」が25.0%で最も高く、次いで、「通院のための交通手段がない(又は不便)」が19.2%で続いており、「特にない」は44.2%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、「通院時間がかかる」が40.6%と特に高くなっています。

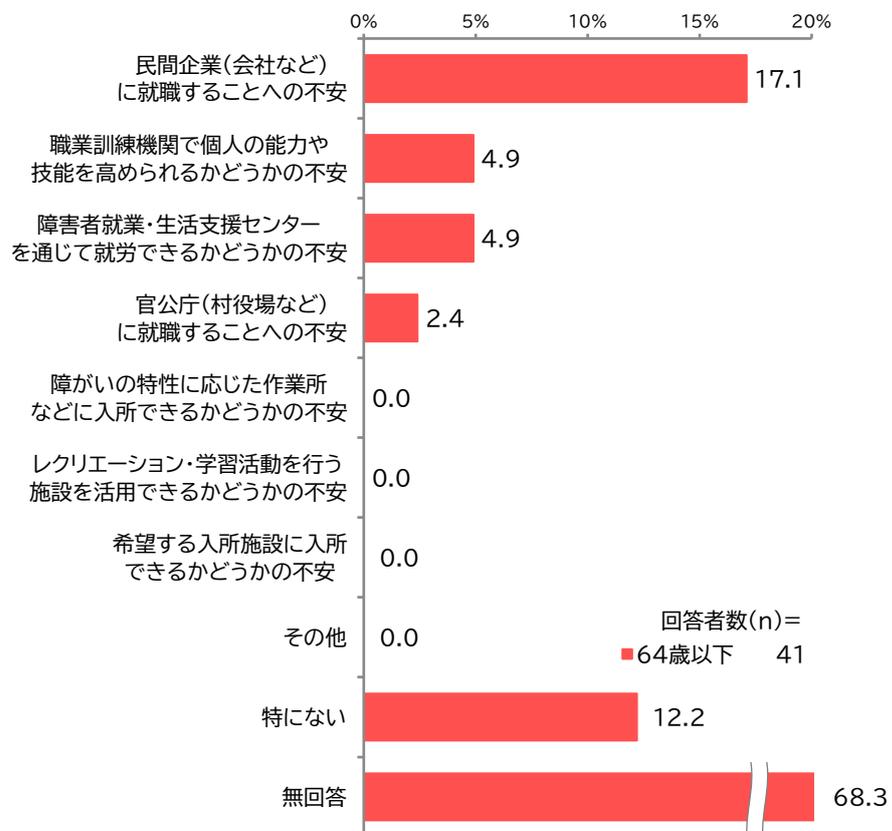
通院していて、又は通院しようとして困っていること



## ⑩ 学校教育終了後の進路で不安に思うことについて

64歳以下の回答者についてみると、不安としては「民間企業（会社など）に就職することへの不安」が17.1%、「職業訓練機関で個人の能力や技能を高められるかどうかの不安」と「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」がともに4.9%、「官公庁（村役場など）に就職することへの不安」が2.4%となっています。「特にない」は12.2%となっています。

学校教育終了後の進路で不安に思うこと（64歳以下）



### 【所持手帳別】

64歳以下の回答者を所持手帳別でみると、身体障害者手帳では「民間企業（会社など）に就職することへの不安」と「職業訓練機関で個人の能力や技能を高められるかどうかの不安」がともに11.8%、療育手帳では「民間企業（会社など）に就職することへの不安」が30.8%、「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」が7.7%、精神障害者保健福祉手帳では「民間企業（会社など）に就職することへの不安」が7.1%となっています。

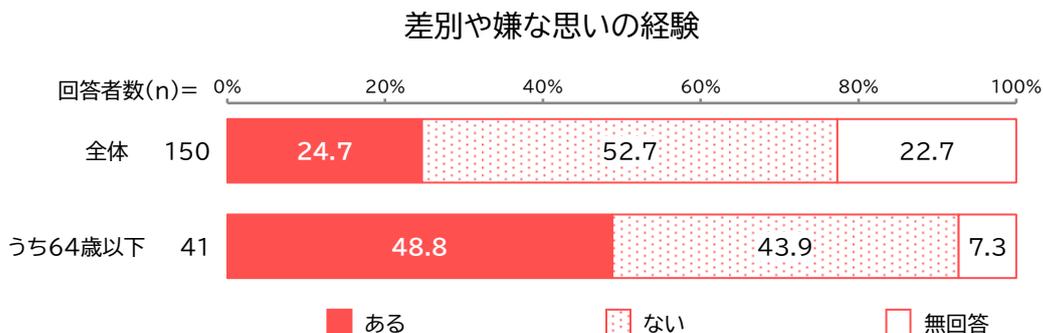
単位:%

	回答者数(n)	民間企業(会社など)に就職することへの不安	職業訓練機関で個人の能力や技能を高められるかどうかの不安	障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安	官公庁(村役場など)に就職することへの不安	障がいの特性に応じた作業所などに入所できるかどうかの不安	施設を活用できるかどうかの不安	レクリエーション・学習活動を行うことができるかどうかの不安	希望する入所施設に入所できるかどうかの不安	その他	特になし	無回答
全体	41	17.1	4.9	4.9	2.4	-	-	-	-	-	12.2	68.3
身体障害者手帳	17	11.8	11.8	5.9	5.9	-	-	-	-	-	11.8	76.5
療育手帳	13	30.8	-	7.7	-	-	-	-	-	-	23.1	38.5
精神障害者保健福祉手帳	14	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3	78.6

### ① 差別や嫌な思いの経験について

「ある」が24.7%、「ない」が52.7%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、「ある」が48.8%となっており、「ない」の43.9%を上回っています。

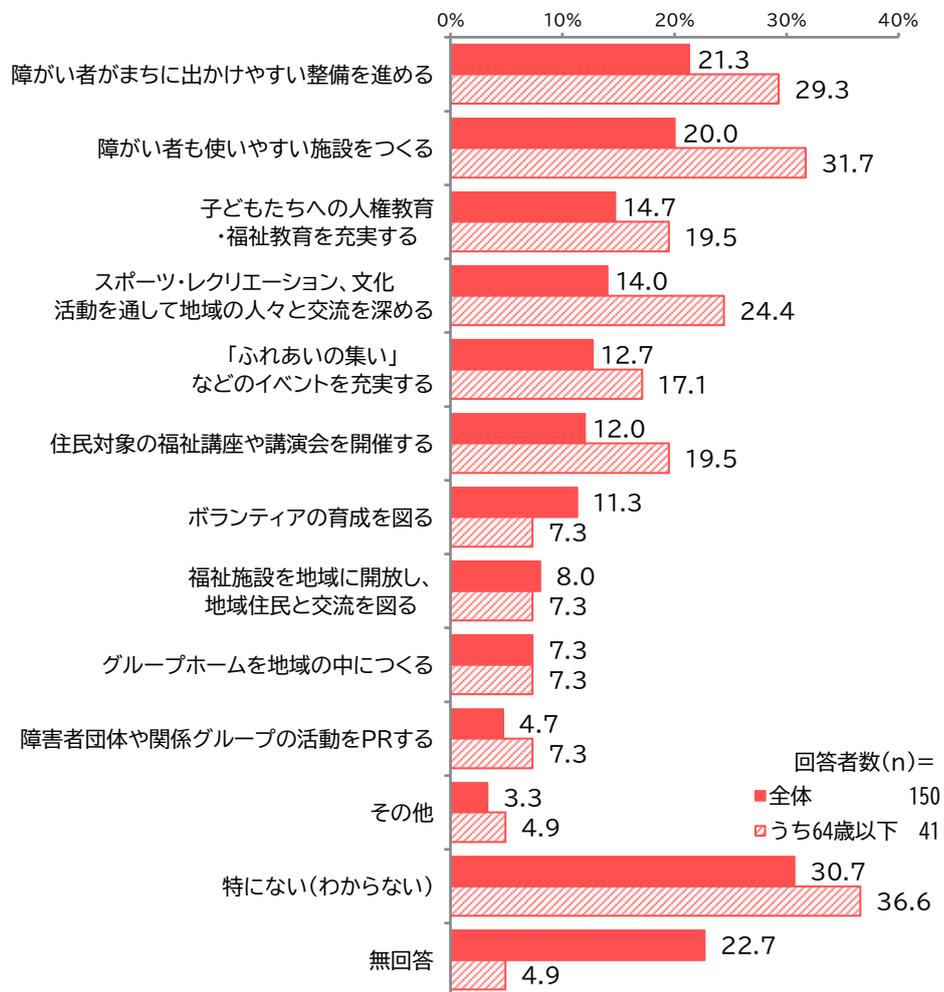


## ⑫ 障害に対する理解を深めるために、今後特に力を入れるべきだと思うことについて

「障がい者がまちに出かけやすい整備を進める」が21.3%で最も高く、次いで「障がい者も使いやすい施設をつくる」が20.0%、「子どもたちへの人権教育・福祉教育を充実する」が14.7%、「スポーツ・レクリエーション、文化活動を通して地域の人々と交流を深める」が14.0%と続いています。

64歳以下の回答者についてみると、「障がい者がまちに出かけやすい整備を進める」と「障がい者も使いやすい施設をつくる」がともに約3割と高くなっています。

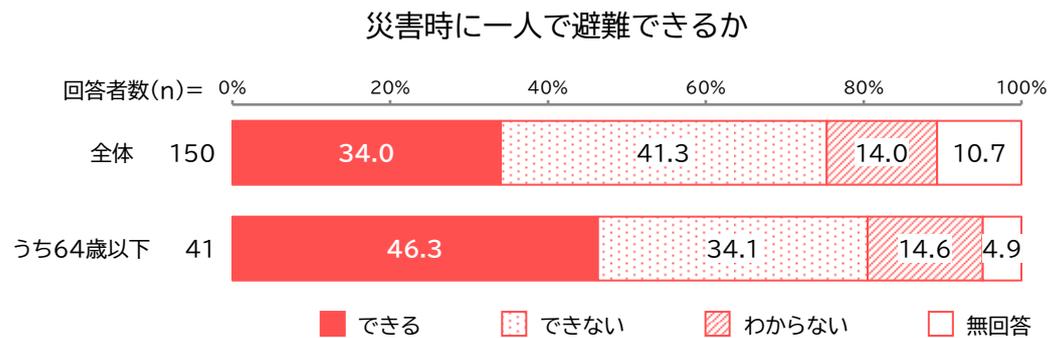
### 障害に対する理解を深めるために、今後特に力を入れるべきだと思うこと



### ⑬ 災害時に一人で避難できるかについて

「できる」の割合は34.0%となっており、「できない」が41.3%、「わからない」が14.0%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、「できる」は46.3%と全体と比べて高くなっています。

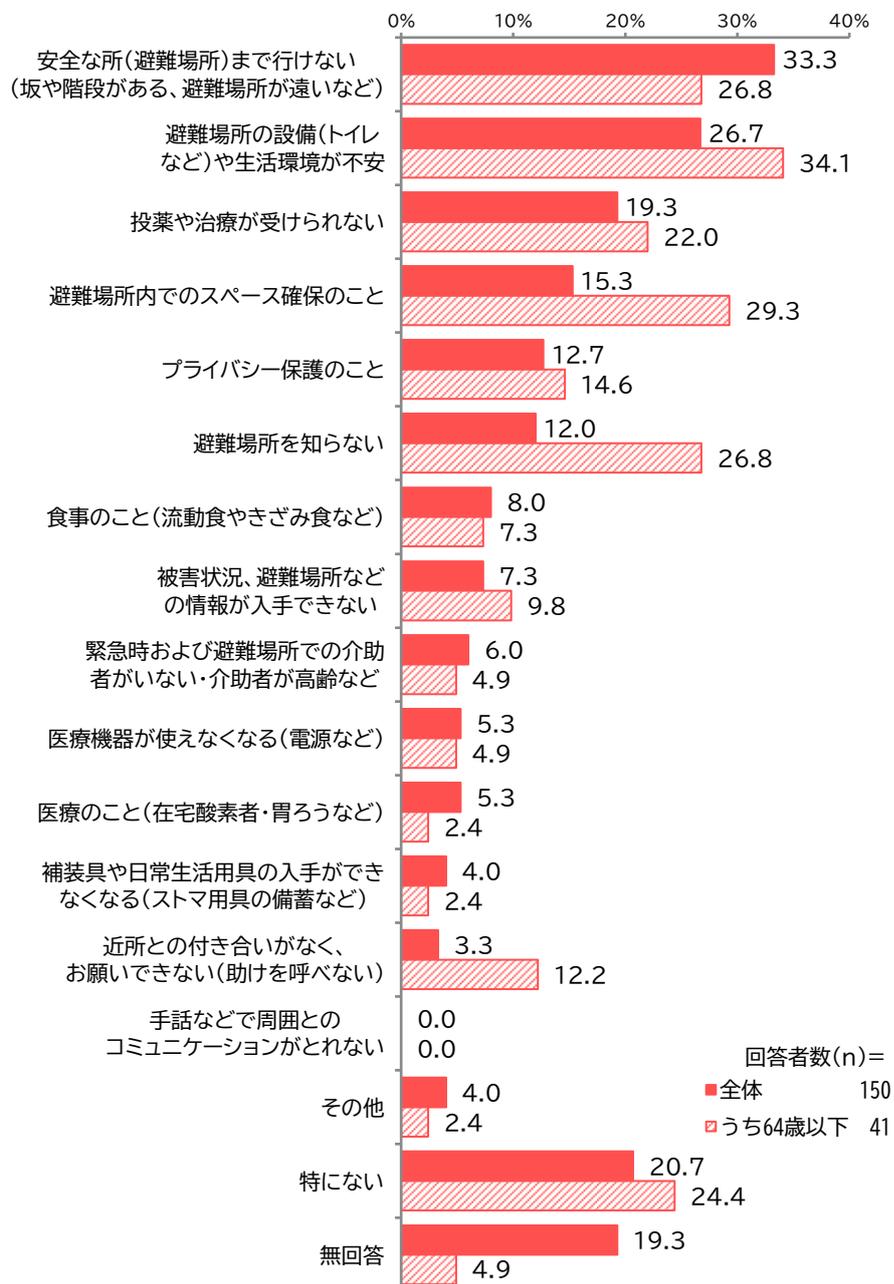


#### ⑭ 災害時に心配なことや困ることについて

「安全な所（避難場所）まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が33.3%で最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が26.7%、「投薬や治療が受けられない」が19.3%、「避難場所内でのスペース確保のこと」が15.3%、「プライバシー保護のこと」が12.7%、「避難場所を知らない」が12.0%と続いており、「特にない」は20.7%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が34.1%で最も高く、また、「避難場所内でのスペース確保のこと」「安全な所（避難場所）まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」「避難場所を知らない」「投薬や治療が受けられない」が2割を超えています。

災害時に心配なことや困ること



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、身体障害者手帳では「安全な所（避難場所）まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が36.8%と特に高くなっています。療育手帳では「安全な所（避難場所）まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」と「避難場所を知らない」がともに33.3%で最も高くなっています。精神障害者保健福祉手帳では「安全な所（避難場所）まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」の割合は0.0%となっており、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「投薬や治療が受けられない」「避難場所内でのスペース確保のこと」「避難場所を知らない」が3割以上、「プライバシー保護のこと」「近所との付き合いがなく、お願いできない（助けを呼べない）」が2割以上となっています。

単位:%

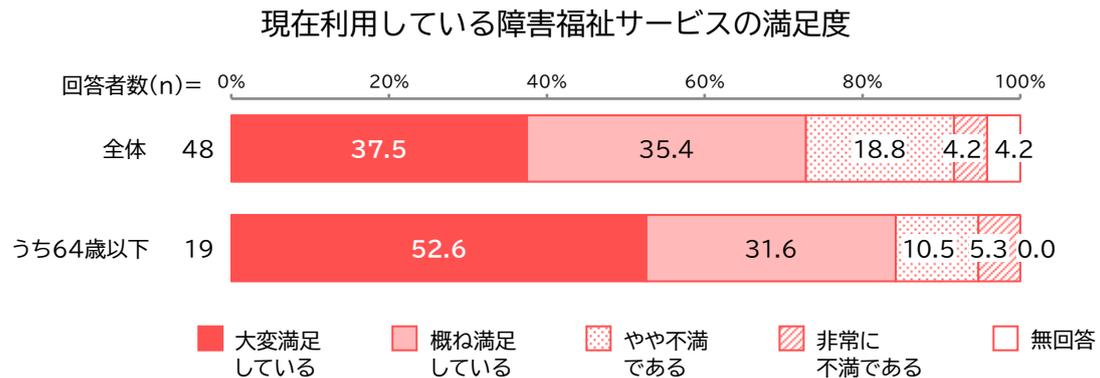
	回答者数(n)	安全な所(避難場所)まで行けない(坂や階段がある、避難場所が遠いなど)	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	投薬や治療が受けられない	避難場所内でのスペース確保のこと	プライバシー保護のこと	避難場所を知らない	食事のこと(流動食やきざみ食など)	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	緊急時および避難場所での介助者がいない・介助者が高齢など
全体	150	33.3	26.7	19.3	15.3	12.7	12.0	8.0	7.3	6.0
身体障害者手帳	117	36.8	27.4	17.9	15.4	13.7	7.7	8.5	6.8	6.8
療育手帳	15	33.3	13.3	20.0	6.7	6.7	33.3	6.7	13.3	-
精神障害者保健福祉手帳	15	-	33.3	33.3	33.3	20.0	33.3	6.7	13.3	6.7

	回答者数(n)	医療機器が使えなくなる(電源など)	医療のこと(在宅酸素者・胃ろうなど)	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる(ストマ用具の備蓄など)	近所との付き合いがなく、お願いできない(助けを呼べない)	手話などで周囲とのコミュニケーションがとれない	その他	特になし	無回答
全体	150	5.3	5.3	4.0	3.3	-	4.0	20.7	19.3
身体障害者手帳	117	6.8	6.8	5.1	1.7	-	4.3	21.4	21.4
療育手帳	15	-	-	-	-	-	-	33.3	6.7
精神障害者保健福祉手帳	15	-	-	-	20.0	-	6.7	20.0	-

### ⑮ 現在利用している障害福祉サービスの満足度について

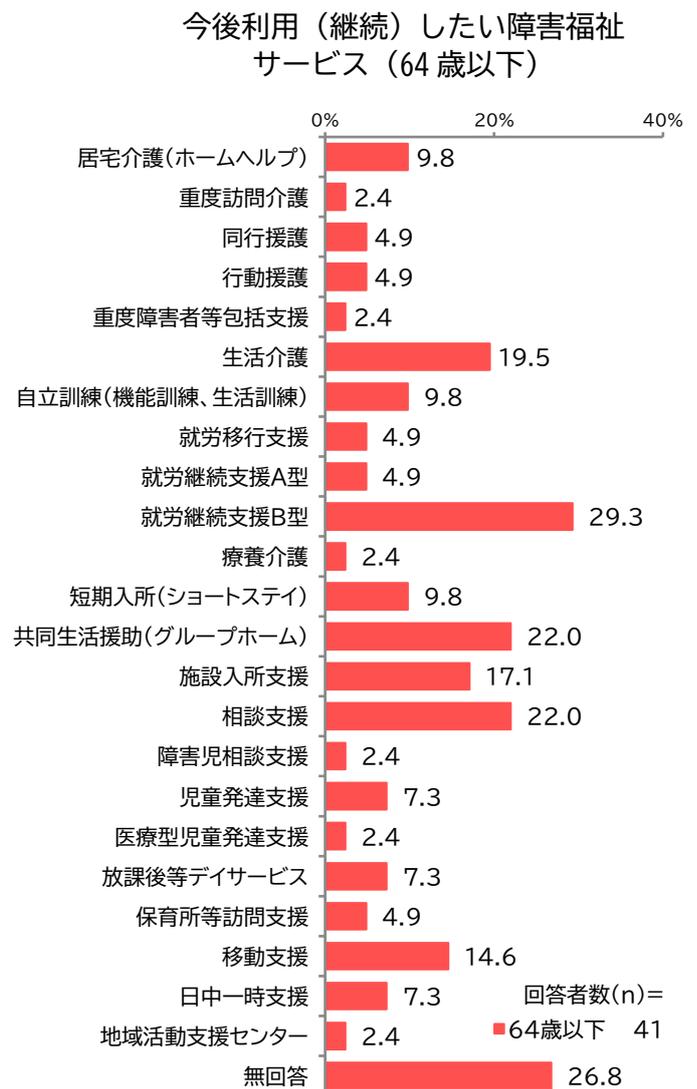
「大変満足している」と「概ね満足している」を合わせた“満足している”の割合が72.9%、「やや不満である」と「非常に不満である」を合わせた“不満である”の割合が23.0%となっています。

64歳以下の回答者についてみると、“満足している”の割合は84.2%と高くなっています。



### ⑯ 今後利用（継続）したい障害福祉サービス

64歳以下の回答者についてみると、「就労継続支援B型」が29.3%で最も高く、次いで「共同生活援助（グループホーム）」と「相談支援」がともに22.0%、「生活介護」が19.5%、「施設入所支援」が17.1%、「移動支援」が14.6%となっています。



## 3 ヒアリング調査からの現状と課題

村内で活動している障害福祉サービス事業所等（3団体）の協力を得て、現在の活動・事業の状況や課題、今後の活動・事業展開等についてヒアリング調査を実施しました。その回答から得られた実態や課題をまとめました。

### （1）障害福祉サービスについて

#### ①福祉サービスの利用状況

- 訪問系サービスを提供できる事業所に限りがあり、利用者ニーズに対応できていない現状がある。慢性的な人員不足があり、利用者ニーズに対応できる事業所及びヘルパーが少ないことが、対応件数の少なさを生み、ヘルパーの経験不足につながっている。
- 余暇活動についても土日祝に移動支援の提供ができる事業所には限りがある。
- 入院や短期入所時の送迎などで家族の協力が得られないことがある。

#### ②相談支援について

- 8050 問題など本人と家族の状況が複雑・多様化してきており、困難事例が増加している。
- 介護保険制度と障害福祉制度との連携のみならず、社会福祉、医療をはじめとする重層的な支援が必要になっている。
- 支援が必要であっても、本人が支援を拒否する、関わりを求めない場合には本人との関係構築に相談員のスキルが必要である。
- 障害児の計画相談に対応できる事業所が少ないため、セルフプランが多くなり、相談支援員とのつながりが持ちにくい。

#### ③その他

- 障害福祉サービスにつながない人とその家族のニーズや必要な関わりについて把握する必要がある。
- 相談窓口や障害福祉サービスの情報を周知する必要がある。
- 支援が必要な児童についての定期的な教育と福祉の連携（義務教育卒業後のつまずきにいち早く気づき、必要に応じて福祉制度につながる仕組みづくり）が必要である。

### （2）生活支援・生活環境について

- 同居家族がいない障害者が自宅を維持管理するのが難しく、重度障害者の場合は施設入所につながってしまう。
- 買い物する場が少ない。
- 住居の草木の手入れがされていないので、事業所の負担となっている。

### (3) 雇用・就業、経済的自立の支援について

- 本人の希望と能力との差がある場合、本人に寄り添い気持ちを整理しながら相談を進める必要がある。
- 就労支援のケースが少ないため、ハローワーク、若者サポートセンターなど専門機関との関係構築が難しいのが現実である。
- 村内に就労の場が少ないうえに、自分で通勤する手段がない。
- 通いやすさが重要な要件となる。

### (4) 差別の解消と権利擁護の推進

- 障害当事者を地域全体で支えるうえで、障害に対する理解はまだまだ進んでいない。広く村民に理解を進めるイベントやフォーラムなどの開催、当事者の想いを関係者が代弁することが必要である。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者は一定数おり、今後も増加は見込まれる。

### (5) 地域で暮らすために必要なこと

- 地域の人との関わりがあり、お互いの理解があることが望まれる。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本村では、上位計画である「やまぞえ未来創生計画」において、「元気で、夢や生き甲斐が持て、安心して暮らせる村づくり」を基本理念として、行政と住民がともに手を携え、互いに協力し、小さいながらも誰もが明るい笑顔で心豊かに過ごすことのできる、魅力あふれたむらを目指しています。

本計画においても、その理念を継承し、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域とともに暮らし、お互いを理解し、地域全体で支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるむらを目指していきます。

**元気で、夢や生き甲斐が持て、  
安心して暮らせる村づくり**

## 2 基本的視点

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針を踏まえて、以下の基本的視点を設定します。

### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、住まいや障害福祉サービス等の選択を支援するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体制の整備を推進します。

### (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

発達障害者や高次脳機能障害者が障害者総合支援法の給付対象であることを周知するとともに、難病患者等の障害福祉サービスの活用を促進します。

### (3) 地域生活への移行・継続の支援

重度化・高齢化した場合でも本人が希望する地域での暮らしを継続できるよう必要な支援体制の確保に努めます。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民による関わりと多機関の協働による重層的支援体制整備事業の活用も検討して、地域共生社会の実現を目指します。

### (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童とその家族に対し、本人のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図るとともに、地域社会への参加や包摂的（インクルーシブ）な環境づくりを目指します。

### (6) 障害福祉人材の確保・定着

専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携等の推進に取り組んでいきます。

### (7) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害のある人がスポーツ、文化・芸術活動など様々な活動に参加する機会の確保、障害特性に応じた情報取得・意思疎通支援やICT活用支援などに取り組めます。

# 第4章 成果目標と活動指標

## 1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本村における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点と比べて5%以上削減	令和4年度末の施設入所者数の5%以上削減として設定
地域生活移行者数	令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行	令和4年度末の施設入所者数の6%以上移行として設定

目 標 値	
令和8年度末の施設入所者数	5人
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人

#### 目標実現に向けた取組

相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携のもとに支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人	7人	7人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0人	0人	1人

### 目標実現に向けた取組

精神障害の程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築にあたっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として山添村障害者自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

### (3) 地域生活支援拠点等の充実

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の充実	令和8年度末までに、地域生活支援拠点等にコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討	近隣市町村との連携を含めて検討し、地域生活支援拠点機能の整備に努めます。
	令和8年度末までに、強度行動障害者に関して支援ニーズを把握し、支援体制を整備【新規】	強度行動障害を有する者やその家族のニーズを把握したうえで、地域での支援体制の充実に努めます。

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上検証・検討

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	0か所	0か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回

#### 目標実現に向けた取組

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行います。

検討にあたっては、本村の実情や課題について関係機関が情報を共有し、山添村障害者自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上	令和3年度実績を上回る人数を設定
就労移行支援における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.31倍以上	令和3年度実績を上回る人数を設定
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の概ね1.29倍以上	令和3年度実績を上回る人数を設定
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の概ね1.28倍以上	令和3年度実績を上回る人数を設定
事業所ごとの移行率	令和8年度中に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が5割以上【新規】	目標達成に向けて事業所に働きかけます。
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度中に令和3年度末実績の就労定着支援事業の利用者数を1.41倍以上	令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行します。
事業所ごとの定着率	就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所が全体の2.5割以上	目標達成に向けて事業所に働きかけます。

目 標 値	
令和8年度までの一般就労移行者数	2人
令和8年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	1人
令和8年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人
令和8年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1人

#### 目標実現に向けた取組

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会拡充及び雇用の場の開拓など、関係機関と連携しながら就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を進めるとともに、総合的な就労支援を行います。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置	近隣市町村との連携を含めて検討し、児童発達支援センター機能の整備に努めます。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築	近隣市町村の事業所と協力し、利用できる体制整備に努めます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置	近隣市町村との連携を含めて検討し、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保に努めます。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		近隣市町村との連携を含めて検討し、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を活性化	既存協議体の活用を含めた関係機関等が連携を図るための協議の場設置に努めます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを福祉関係、医療関係各1名以上配置	近隣市町村との連携を含めて検討し、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

目標値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1か所
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1か所
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

#### 目標実現に向けた取組

県が設置する発達支援センターの利用を継続しながら、障害児の地域支援体制の充実を図るため、定住自立圏域等近隣市町村と情報共有を行います。また、引き続き、児童発達支援センター機能の整備や重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

また、医療技術の進歩等を背景として医療的ケア児の数が増加する中で、ケースに応じて保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに各市町村又は各圏域において、基幹相談支援センターを設置	実情に沿った支援のあり方を検討し、相談支援体制の充実・強化に努めます。
	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	山添村障害者自立支援協議会において個別事例の検討を行い、サービスの開発・改善に努めます。

目標値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	実施

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置【新規】	0か所	0か所	1か所
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新規】	1件	1件	1件

### 目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するために「基幹相談支援センター」の設置については県や近隣市町村の動向を確認しながら、障害のある人一人ひとりに応じて、切れ目のない包括的な支援体制に向けた村の方向性に反映していきます。

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くす取組や適正な運営を行っている事業所を確保する取組等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	サービス向上への体制構築に向けて検討を行います。

目標値	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回

### 目標実現に向けた取組

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障害福祉サービスの質の向上につながります。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を山添村障害者自立支援協議会において共有する場を設けて、より質の高いサービスが提供されるよう取り組みます。

## 2 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

### (1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	15	11	9	9	9	9
	時間	65	47	30	30	30	30
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
行動援護	人	2	2	1	1	1	1
	時間	12	10	1	5	5	5
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和5年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

## ② 見込み量確保の方策

- 見込み量については、概ね横ばいの推移を想定していますが、ニーズの多様化に対応すべく、村内事業所はもとより、周辺機関・団体との連携を強化し、提供体制の確保・充実に努めます。
- また、サービスを必要とする人に対して情報提供を行い、利用促進に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、県と連携し事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者又は難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労選択支援 【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援等を行うサービスです。 ※令和7年10月1日施行予定
就労定着支援	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

## ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	17	14	15	15	15	15
	人日	308	267	226	261	261	261
自立訓練 (機能訓練)	人	2	0	0	0	0	0
	人日	8	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	1	1	0	0	0	0
	人日	5	3	0	0	0	0
就労移行支援	人	1	0	0	0	0	0
	人日	10	0	0	0	0	0
就労継続支援 (A型)	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	7	7	7	7
就労継続支援 (B型)	人	17	22	20	20	20	20
	人日	299	310	253	292	292	292
就労選択支援	人					0	0
就労定着支援	人	0	1	1	1	0	0
療養介護	人	0	0	0	0	0	0
短期入所	人	3	4	3	2	2	2
	人日	11	15	18	13	14	15

※各年度3月分まで(令和5年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

## ② 見込み量確保の方策

- 各サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、今後見込まれるニーズに対応できるよう、事業者との連携強化に努めます。
- 就労系サービスについては、サービス内容を把握するとともに、関係機関との連携を図りながら障害者の雇用促進に努めます。加えて地域生活支援拠点の整備に向けては、定住自立圏域等近隣市町村との連携を含めて検討を進めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの確保に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

### (3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障害者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人	12	11	11	10	11	11
施設入所支援	人	7	7	6	6	6	5
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和5年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

#### ② 見込み量確保の方策

- 地域生活への移行に関する国の指針を踏まえ、地域の受け皿の確保のため、村内及び近隣市町村施設との連携を強化し、新たな施設整備計画に関する情報共有や入所の調整を行うなど、支援の充実を図ります。
- 障害者のニーズ把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組めます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障害のある方に対する誤解・偏見が生じないように、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。

#### (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

##### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	39	36	37	37	37	37
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

※各年度3月分まで(令和5年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

##### ② 見込み量確保の方策

- サービス等利用計画の作成に向けた相談支援員の資質向上を図るため、各種研修の案内を積極的に行います。
- 障害者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援の対象となる利用者の把握を行うとともに、必要なサービスを提供できる体制整備に努めます。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### 3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人への理解を深めるための講演会や啓発（イベント、パンフレット、啓発用リーフレットの作成・配布等）を行います。

##### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	有	有	有

※令和5年度のみ12月時点

##### ② 見込み量確保の方策

○村内事業所との連携により、障害者への理解を促す取組を行います。

#### (2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

##### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	有	有	有	有

※令和5年度のみ12月時点

##### ② 見込み量確保の方策

○茶話会などの自主グループ活動を支援し、障害者の生きがいを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

### (3) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障害者やその家族の相談や必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助などを行います。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うものです。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

※令和5年度のみ12月時点

#### ② 見込み量確保の方策

- 相談事業については、障害のある人やその家族の相談窓口として周知されるよう啓発するとともに、相談支援従事者研修等への積極的な呼びかけを行い、スキルの向上や各関係機関が連携した相談支援体制の充実に努めます。
- 今後も障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した生活を送れるよう取組を進めます。
- 障害者・障害児を問わず、包括的な相談支援体制の充実に努めます。
- 住宅入居等支援事業については、関係機関との調整や検討を行います。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	知的及び精神障害者の方で、物事を判断する能力が十分でない方を保護・支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見人制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備を行います。

##### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	有

※令和5年度のみ12月時点

##### ② 見込み量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

## (5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚障害などのために意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数	0	0	0	0	0	1
要約筆記者派遣事業	実利用者数	0	0	0	0	0	1
手話通訳者設置事業	実設置人数	0	0	0	0	0	1

※令和5年度のみ12月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、近隣で開催される手話通訳者養成講座等の情報を周知するとともに、近隣市町村と共同での実施に努めます。

## (6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害者などに対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付又は貸与します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件	96	88	80	65	60	60
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	0	0	1	1	1

※令和5年度のみ12月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	0	0	0	0	0	1

※令和5年度のみ12月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を近隣市町村と共同して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

## (8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者の余暇活動等の社会参加自立生活を促進するため、外出のための支援を行います。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	11	10	6	7	7	7
	延べ利用時間	522	257	50	400	400	400

※令和5年度のみ12月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

## (9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、障害者間の交流等を目的とした事業を実施します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	8	7	8	8	8	8

※令和5年度のみ12月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 地域活動支援センターの相談支援機能の強化を図るとともに、社会参加の促進も含めて、創作的活動及び地域交流の場として内容の充実を図ります。

## (10) その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。
訪問入浴サービス事業	障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して身体清潔の保持・心身機能の維持を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する負担を軽減します。
更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設に入所又は通所している人に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	3	3	3	2	2	2
訪問入浴サービス事業	人	0	0	0	0	0	0
自動車運転免許取得・改造助成	人	0	0	0	0	0	0
更生訓練費給付事業	人	0	0	0	0	0	0

※令和5年度のみ12月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へのサービス提供体制の充実を図ります。

## (11) 村単独事業等

サービス	概要
重度障害者入院時サポート支援員派遣事業	意思表示が困難な重度障害の方が入院した際、意思疎通がスムーズに図れるよう支援員を派遣します。
公共交通空白地有償運送事業	山添村公共交通空白地有償運送利用に対する負担の軽減を図ります。
日常生活自立支援事業	知的及び精神障害の方で、物事を判断する能力が十分でない方に対し、金融機関での出入金の同行や代行、通帳等の預かりなどの支援を行います。(本事業の対象には認知症の方も含まれます。)

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者入院時サポート支援員派遣事業	人	0	0	0	0	0	0
公共交通空白地有償運送事業	人	63	59	70	70	71	71
日常生活自立支援事業	人	3	3	3	3	3	3

※令和5年度のみ12月時点

### ② 見込み量確保の方策

- それぞれに障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要なサービスであり、利用者の状況に応じた柔軟なサービスの提供に努めます。
- 公共交通空白地有償運送事業は、公共交通機関が不足している本村での通院等の外出には欠かせない事業であるため、制度の周知・啓発を行うことで、障害のある人の社会参加を進めます。

## 4 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

### (1) 障害児支援サービス

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	2	1	2	2	2	2
	人日	3	2	2	22	22	4
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	7	7	8	9	9	10
	人日	48	50	38	40	40	45
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	0
	回	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	回	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	3	4	3	3	3	2
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和5年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

## ② 見込み量確保の方策

- 障害児が必要な支援を受けることができるよう、療育に関する相談がしやすい体制づくりを実現するための相談支援を充実させるとともに、関係機関が連携して療育の充実に努めます。
- 医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、県と連携し事業者に対して指導、監査及び研修等を実施することで、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

# 第5章 計画の推進にあたって

## 1 計画の推進体制

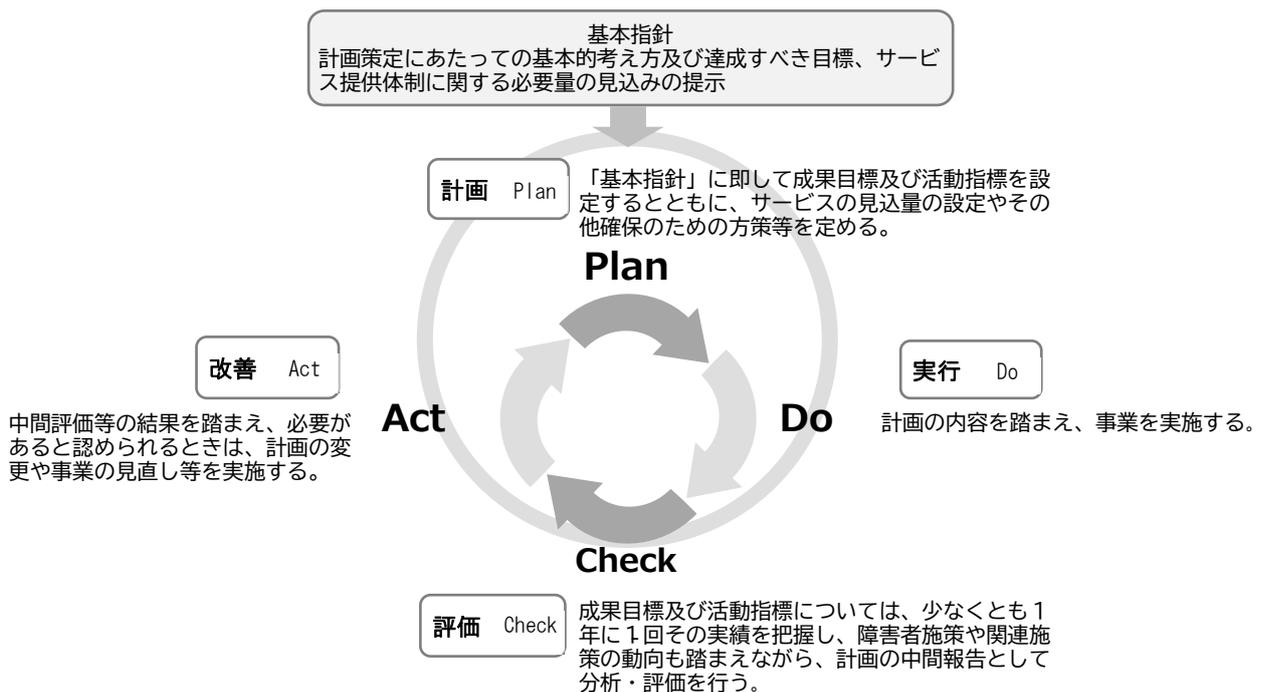
計画の推進にあたっては、国や県、山添村障害者自立支援協議会等との連携のもと、村民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

## 2 計画の点検及び評価

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

見直しの際には、山添村障害者自立支援協議会等の意見を訊きます。



# 資料編

## 1 山添村障害者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく山添村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく山添村障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、山添村障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他障害者計画等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱又は任命する。

- (1) 村障害者関係団体代表
- (2) 村内関係事業所関係者
- (3) その他村長が必要と認める者

3 前項の委員のうち、役職により委嘱又は任命されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員から選出する。

2 会長は、会務を掌理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会は、障害者計画等の策定により解散するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 山添村障害者基本計画検討会議設置要綱（平成15年6月山添村告示第54号）は、廃止する。

## 2 山添村障害者計画等策定委員会 委員名簿

(第7期山添村障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会)

氏名	所属	備考
井岡 千草	当事者家族	
稲森 啓美	当事者家族	
大久保 浩	障害者支援施設 大和高原太陽の家 施設長	
今中 博美	特定非営利活動法人 どうで 理事長	
浦 貴寿	山添村社会福祉協議会 事務局長	
楠本 佳江	相談支援事業所たいよう 相談支援専門員	
廣 泰介	夢工房どうで 相談支援専門員	
中谷 淳	山添村社会福祉協議会 相談支援専門員	
井久保 和子	知的障害者相談員	

第7期山添村障害福祉計画  
(第3期山添村障害児福祉計画)

令和6年3月

山添村 保健福祉課

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西 151 番地

TEL : 0743-85-0045

FAX : 0743-85-0472